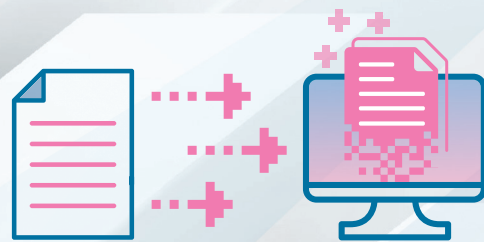


2025年4月



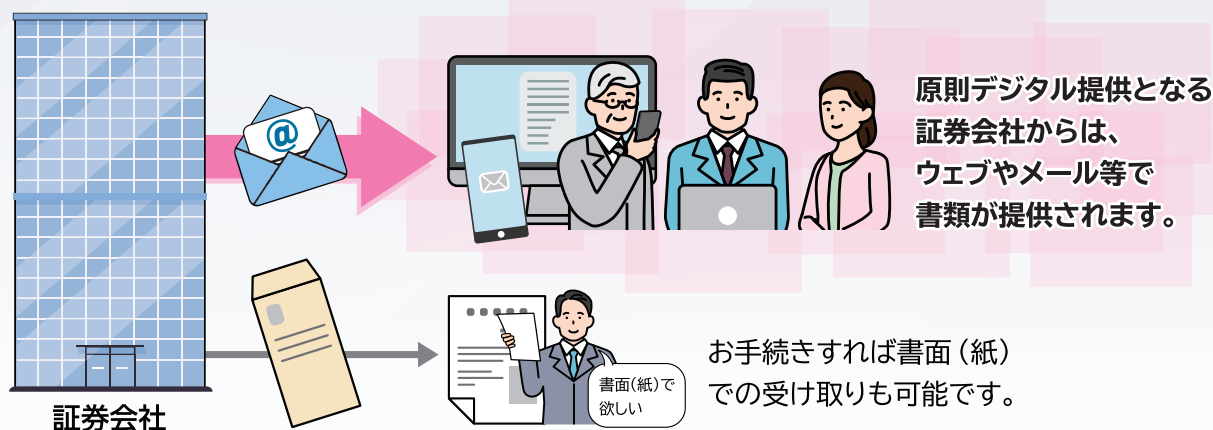
証券会社からお送りする書類は

原則デジタル提供に

💡 証券会社により異なります。

この度改正される法律や規則のもと、原則デジタル提供を採用した証券会社からお客様にお送りする書類は、原則としてウェブやメール等で提供されます。

引き続き書面（紙）で受け取りたい場合は証券会社へのお申し出手続きが必要となりますので、証券会社から別途ご案内する手続き方法をよくご確認ください。



■原則デジタル提供となるか、そうでないかは証券会社により異なります。

■また、原則デジタル提供となる場合でも、どの書類がデジタル提供となるかは証券会社によって異なります。

原則デジタル提供する書類は、「目論見書」、「契約締結前交付書面」、「取引報告書」、「取引残高報告書」などです。原則デジタル提供の対象となるお客様には、証券会社から「デジタル提供になる書類の種類」「デジタル提供される際の方法（提供された情報を見る方法）」「紙で受け取りたい場合の申出方法」などをご案内いたしますので、必ず内容をご確認ください。

裏面も必ずお読みください▶

Q どうして原則デジタル提供になるの？

A この度、お客様の環境などに応じて必要な情報がわかりやすく提供されるよう、デジタル技術を効果的に活用することを可能とする金融商品取引法の改正が行われました。これをきっかけに、お客様によりわかりやすく便利な情報提供を行うため、証券業界ではデジタル化に取り組んでまいります。また、環境保全への取り組みとして、紙資源の利用削減や書類の運搬によるCO2排出量削減を進めています。

Q すべての証券会社が原則デジタル提供になるの？

A 証券会社により異なります。原則デジタル提供の対象となるお客様には証券会社から案内があります。デジタル化する書類の種類も証券会社によって異なりますので、案内の内容をよくご確認ください。

Q いつから始まるの？

A 改正された金融商品取引法が施行される2025年4月1日以降、証券会社は原則デジタル提供に移行することができるようになります。ただし、それぞれの証券会社がいつ移行するかは証券会社によって異なりますので、証券会社からの案内をよくご確認ください。

Q どうやってデジタル提供されるの？

A デジタル提供の方法には、お客様のために開設された取引専用ページ内で提供する方法や、メールにて送信する方法、証券会社のホームページに掲載する方法（個人情報が含まれない、すべてのお客様共通の情報に限る）などがあります。実際にどのような方法で提供されるかは、証券会社からの案内をよくご確認ください。

Q メールアドレスを証券会社に知らせていないけど？

A デジタル媒体で情報を受け取るためにはメールアドレスのご登録やお客様のための取引専用ページの開設などが必要となる場合があります。この機会に、ご利用のメールアドレスを証券会社にご登録・お手続きください。

Q もうデジタルで受け取ってるけど？

A 今回の制度変更により、お客様から紙で受け取りたい旨の申出がない限りデジタルで提供される制度がスタートしますが、すでにデジタルで受け取っているお客様が今後もデジタルで受け取る場合には、特に手続きなどは必要ありません。

Q これからも紙で受け取りたい！

A お申出を行えば紙で受け取ることが可能です。お申出の方法は証券会社から案内されますので、案内に従ってお手続きをお願いいたします。

※ 2025年2月現在の内容です。